

## 第6分科会提言の譲れない具体的な項目と提案理由

### - 1 1 外国人と共生する豊かなまちづくり（多文化共生）

項目名：外国人と地域を取り巻く問題の多様化・複雑化に対応するため、区は総合的な行政サービスの提供と施策対応を行う専門部局を行政組織内に設置する。

#### 提案理由

区は第4次実施計画において日本語学習の支援や外国人への相談事業などを行っている。しかし、これらは国際交流や異文化理解事業など従来の文化政策の延長にある。

総合政策として在住外国人に保障されるべき行政サービスを提供し、住宅、医療、福祉、教育、雇用などの生活上の諸問題を受止め、解決するために専門部局が必要である。

項目名：区と区民（日本人・外国人）は、区内に在住・在勤する人の相互理解を推進するための具体方策を早急に策定する。

#### 提案理由

新宿区の外国人登録者数は現在110カ国、3万人に及び、区内人口の約10%を占めている。しかし、区民にはそれらの外国人の文化や生活背景についてはほとんど知られていない。異なる文化や生活背景をもつ人々が共生するためには、互いに必要な知識の普及と理解を深める必要がある。多様な文化や生活背景についての基礎知識の集約と情報の多言語化を推進・拡充し、コミュニケーションの円滑化を図る必要がある。

項目名：区と区民（日本人・外国人）は、外国人も含めた地域社会構築のために既存のネットワークの見直しと再構築が必要である。

#### 提案理由

現在の地域社会は、町会への加入者が住民の約半数、孤立しているオートロックマンション、ワンルームマンション等地域の連絡網から外れた住民を多く抱えているにもかかわらず、行政当局はネットワークのほころびを無視し続けている。地域社会を再構築していくためには、区民との参画・協働で諸団体と外国人とのネットワークを再構築していく必要がある。

項目名：区は、在住外国人への日本語学習の機会・就業の機会と外国人子女への日本人と同等の教育機会等が得られるように支援し、彼等の固有の言語・文化等を認知する。

#### 提案理由

区内全域で在住外国人に地域社会で生活する上での、基礎の日本語（生きるため、生活するために必要な日本語および日本社会のルールなど）を学ぶ機会を与える。

一方、外国人住民の子女ためのカリキュラムを備えている公立学校は一部の小学校に限られている。在住外国人子女が自らの希望により将来を選択できるように、進学相談および進学支援を、早急かつ十分に整備する必要がある。

項目名：外国人代表者会議を設置し、在住外国人が区民として区政に参加できる機会を確保する。

**提案理由**

多文化共生社会の推進は、日本人だけの考えで進めてよいのか。一方の当事者である外国人の声も施策に反映されなければならないのではないかと。外国人の生活環境・労働環境・社会保障の整備のためには、外国人自らが発言し提案していくことが重要である。外国人にも、日本人と同等の行政サービスを受ける権利と区民として行動する義務がある。従って行政参加の機会を開く必要がある。

項目名：区は、人道的見地から、在留資格の有無を問わず緊急を要する外国人への支援を講じる。

**提案理由**

区は、外国人と共生する豊かなまちづくりを進めるために、在留資格の有無を問わず、突発的なケガや病気、事故など人道的に救助・救済が必要と思われる外国人への支援や、人道的な活動を行なっている団体などに対しても支援していく必要がある。